

成年後見制度に関する調査について（市内22包括対象）

○支援の内容

本人、家族への制度説明	19
申立書類の作成援助	9
Dr.への説明、受診調整、同行受診	16
家庭裁判所への同行	4
公証役場同行	1
ケアマネ、介護職との連携、調整 関係機関、専門職への制度説明	10
個別支援策検討会議の調整、開催	5
申立費用の社会貢献制度利用支援	2
後見人が決まるまでの緊急事務管理 （金銭管理、銀行付き添い、郵便物管理、近隣トラブルの調整）	3
本人、家族、後見人の顔合わせ、引継ぎに同席	4
後見人候補者の紹介	2
専門機関へのつなぎ、情報提供	5
リーガルサポート、司法書士、行政書士を紹介 （依頼したケアマネと司法書士との調整、訪問同行）	5（1）

○成年後見制度の利用に繋げるにあたり困っていること

① 制度を説明する資料やパンフレットがない	3
② 制度や事例を研修する機会がない	4
③ 相談員の成年後見制度への専門的な知識が乏しい	7
④ どこにつなげばよいか（相談してよいか）分からない	3
⑤ 専門機関につなぐ連携が弱い	9
⑥ 申立て支援など、どこまで支援すべきか分からない	13
⑦ 本人の拒否があり、受診につながらない	10
⑧ 本人・家族が制度の必要性を理解しない	16
⑨ その他	3

○成年後見制度全般（相談業務、後見人との連携等）に関して課題と感じていること

- ・一人の後見人をつけるまでに膨大な時間がかかる。書類の作成、行政書類の収集、申立てまで行うとなると包括業務に支障をきたす。（専門機関につなぐことしかできない）
- ・包括が全面的に支援するとなった際に他業務もある中で対応が困難。
- ・包括業務が多様、多忙化する中で困難ケースも増加している。この関わりはあまりにも時間をとり過ぎるため、包括が担うには限界がある。
- ・制度につながるまでに時間がかかる。その間の支援方法、責任主体が不明確。
- ・申立後、後見人が決まるまでの支援に困る。代わりに誰がどこまでの支援をすればよいか。
- ・後見人決定までの緊急事務管理が必要な場合、訪問による説明、本人の現金、通帳等の預かり、本人を連れて関係機関で手続きを行う等、負担が大きい。
- ・市長申立てに時間がかかる。

- ・家裁への同行、申立書類の作成援助を経験したものが少ない。
- ・相談の経験が蓄積されていれば対応は難しくないが、申立ての実務に関わったことがない包括職員にとっては大変。
- ・成年後見に対して苦手と感じてしまう。毎日行うことではないので、忘れがちになる。
- ・本人の同意を得るのが難しい。受診したからない。
- ・身寄りがなく、将来的に意思確認が難しくなる可能性が高い人に対して、任意後見制度の案内をしても本人の同意が得られず、すぐに制度につながらない。
- ・家族はいるが親族申立の協力、制度に対する理解を得るのが難しい。（後見人の報酬、家族がお金を引き出せなくなると分かると制度利用を敬遠する）
- ・後見人と支援者との連携。
- ・後見人が決定しても主体的に動いてくれず、連絡が取り合えない後見人もいる。
- ・後見用の診断書を書いてもらえるDr.が少ない（専門外で不可）。書いてもらうまでに時間がかかる。
- ・申立にかかる費用面
- ・市長申立てにおける高齢福祉係との連携。（包括と福祉事務所で判断の基準が統一できていない）
- ・日常生活自立支援事業につながらない（決定までに時間がかかることが常態化）
- ・家裁への同行等の日程調整が大変。
- ・制度が必要な人を担当ケアマネが理解していない。
- ・精神疾患の場合、虐待ケースであっても状態が改善されれば後見人が解任されることがあり、包括として事前を知る事ができない。
- ・経済的な問題があり、申立書類の作成援助に関わらざるを得ない状況があった。どこまで対応すべきか。
- ・任意後見、成年後見の違い、日常生活自立支援事業、具体的なフローチャート、料金、窓口が一体になっているものがない。QA等あればと思う。
- ・センターに司法書士が営業に来てくれるがきちんと対応してくれるところか紹介していいところか分からないため不安。
- ・市民後見人との連携。申立時の依頼方法等が分からない。

#### ○希望する研修のテーマ

- ・後見人を受任している人、後見をつけている方の家族の話が聞きたい。
- ・後見制度の概要ではなく、制度につなぐ際の具体的な支援方法。
- ・制度の申請から利用までの詳しい内容を時系列で事例を通して教えてほしい。
- ・申立ての実務の流れ、実際に必要な書類の紹介。
- ・申立書類の作成について
- ・成年後見に関する支援者としての実務的な研修
- ・成年後見人とケアマネとの連携
- ・判断能力が少し低下した方の債務整理の支援の実際について（事例を通して）
- ・身上監護の重要性（本人の代理人として）・・・大阪社会福祉士会ばあとなあ
- ・ケアマネ対象の後見制度の研修
- ・法テラスへのつなぎ方。事例勉強会
- ・制度を地域住民に啓発するための工夫や実施方法について
- ・市長申立てについて